

熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則(昭和 47 年熊本県規則第 60 号)新旧対照表

旧	新																												
(水素イオン濃度等の項目) 第 18 条 条例第 28 条第 2 号の規則で定める項目は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(11) (略) (12) <u>大腸菌群数</u> (13)・(14) (略) 別表第 10(第 19 条関係) 1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上の指定工場に対する水素イオン濃度等の項目に係る排水基準 <table> <tr> <th>項目</th><th>許容限度</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>亜鉛含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)</td><td><u>5</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>大腸菌群数 (単位 1 立方センチメートルにつき個)</td><td>日間平均 <u>3,000</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>備考 (略)</td><td></td></tr> </table> 別表第 10 の 2(第 19 条関係)	項目	許容限度	(略)	(略)	亜鉛含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	<u>5</u>	(略)	(略)	大腸菌群数 (単位 1 立方センチメートルにつき個)	日間平均 <u>3,000</u>	(略)	(略)	備考 (略)		(水素イオン濃度等の項目) 第 18 条 条例第 28 条第 2 号の規則で定める項目は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(11) (略) (12) <u>大腸菌数</u> (13)・(14) (略) 別表第 10(第 19 条関係) 1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上の指定工場に対する水素イオン濃度等の項目に係る排水基準 <table> <tr> <th>項目</th><th>許容限度</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>亜鉛含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)</td><td><u>2</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>大腸菌数 (単位 1 ミリリットルにつきコロニー形成単位)</td><td>日間平均 <u>800</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>備考 (略)</td><td></td></tr> </table> 別表第 10 の 2(第 19 条関係)	項目	許容限度	(略)	(略)	亜鉛含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	<u>2</u>	(略)	(略)	大腸菌数 (単位 1 ミリリットルにつきコロニー形成単位)	日間平均 <u>800</u>	(略)	(略)	備考 (略)	
項目	許容限度																												
(略)	(略)																												
亜鉛含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	<u>5</u>																												
(略)	(略)																												
大腸菌群数 (単位 1 立方センチメートルにつき個)	日間平均 <u>3,000</u>																												
(略)	(略)																												
備考 (略)																													
項目	許容限度																												
(略)	(略)																												
亜鉛含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	<u>2</u>																												
(略)	(略)																												
大腸菌数 (単位 1 ミリリットルにつきコロニー形成単位)	日間平均 <u>800</u>																												
(略)	(略)																												
備考 (略)																													

1日当たりの平均的な排出水の量が20立方メートル以上50立方メートル未満の指定工場に対する水素イオン濃度等の項目に係る排水基準

項目	許容限度
(略)	(略)
大腸菌群数 (単位 1立方センチメートルにつき個)	日間平均 3,000
備考 (略)	

1日当たりの平均的な排出水の量が20立方メートル以上50立方メートル未満の指定工場に対する水素イオン濃度等の項目に係る排水基準

項目	許容限度
(略)	(略)
大腸菌数 (単位 1ミリリットルにつきコロニー形成単位)	日間平均 800
備考 (略)	